

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則

新	旧	備考
<p>(景観支障状態の建築物等からの距離)</p> <p>第5条 条例第4条第1項の規則で定める距離は、<u>70</u>メートルとする。</p> <p>(周辺住民等が複数ある場合の要請)</p> <p>第8条 条例第4条第2項の規則で定める数は、周辺住民等の総数の3分の<u>1</u>とする。</p> <p><u>附 則 (平成 年 月 日規則第 号)</u> <u>この規則は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。</u></p>	<p>(景観支障状態の建築物等からの距離)</p> <p>第5条 条例第4条第1項の規則で定める距離は、<u>100</u>メートルとする。</p> <p>(周辺住民等が複数ある場合の要請)</p> <p>第8条 条例第4条第2項の規則で定める数は、周辺住民等の総数の3分の<u>2</u>とする。</p>	